

青森県報

第千九十号

令和八年
七月十三日
(月曜日)

目次

告 示

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……一

公 告

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(会計管理課) ……一

出 先 機 関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北農林水産事務所) ……一

○土地改良区の役員の就任……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……二

告 示

青森県告示第四百二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

令和八年七月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

第一号の表中

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和八年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和八年七月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十八項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

黒石内町支店

黒石市大字内町

を

黒石内町支店

黒石市大字上町

に、

平賀支店

平川市本町北柳田

を

平賀支店

平川市柏木町藤山

に改める。

令和八年七月十三日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

区役員の別	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理 事	新山 忠幸	上北郡東北町大字大浦字明堂向七七	令和八・四・二就任
〃	榊 良彦	字南家裏三六	〃
〃	千葉 政志	字井尻一四の一	〃
〃	市川 喜美雄	字家ノ裏一五の	〃
〃	新山 尚弘	字井尻九八	〃
〃	大坂 真治	〃 一三四の	〃
監 事	市川 英一郎	字館野三〇	〃
〃	尾形 勉	字東道ノ上三の	〃
理 事	千葉 政志	字井尻一四の一	八・四・〇退任
〃	榊 良彦	字南家裏三六	〃
〃	小笠原 晶一	字向山二八の二	〃
〃	沼山 一	字館野八の一	〃
〃	新山 尚弘	字井尻九八	〃
〃	沼田 貞美	字沼端五七の一	〃
〃	大坂 真治	字井尻一三四の	〃
〃	新山 忠幸	字明堂向七七	〃
〃	市川 喜美雄	字家ノ裏一五の	〃
監 事	市川 英一郎	字館野三〇	〃
〃	小笠原 信夫	字中久根下九七	〃
〃	尾形 勉	字東道ノ上三の	〃

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年七月十三日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

区役員の別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	沼山 一	上北郡東北町大字大浦字館野八の一	令和八・四・二
監 事	小笠原 信夫	〃 〃 〃 字中久根下九七	〃

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年七月十三日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

区役員の別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	竹内 勝子	上北郡東北町大字大浦字道ノ下八九の三	令和八・五・一